

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金

記載の料金は、電子交付を前提とし、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第18条第4項の計画通知を行う場合の額とします。

【住宅】（一戸建て住宅、共同住宅等）

税込金額＜税抜金額＞／単位:円

審査条件			(Mは住戸数)
一戸建ての住宅 (併用住宅の場合は、 住宅部分)	単独		37,400 <34,000>
共同住宅等 (共同住宅、長屋、複合 建築物の場合は、住宅 部分)	住棟全体 (共用部を含まない)	2住戸	63,800 <58,000>
		3～10住戸	63,800+6,600×(M-2) <58,000+6,000×(M-2)>
		11～25住戸	89,100+4,400×(M-2) <81,000+4,000×(M-2)>
		26住戸以上	126,500+3,300×(M-2) <115,000+3,000×(M-2)>
	住棟全体 (共用部を含む)	2住戸	126,500 <115,000>
		3～10住戸	139,700+6,600×(M-2) <127,000+6,000×(M-2)>
		11～25住戸	165,000+4,400×(M-2) <150,000+4,000×(M-2)>
		26住戸以上	215,600+3,300×(M-2) <196,000+3,000×(M-2)>

・ 併用住宅又は複合建築物の料金は、住宅とその他の用途毎に料金を算出し、それぞれを合計した金額となります。

・ 共同住宅等において、住戸のみ申請する場合は、住棟全体(共用部を含まない)の料金とします。

・ 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の金額とします。

- ・ 併願割引
- ア 設計住宅性能評価、長期使用構造確認、省エネ適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術的審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、認定表示に係る技術的審査のいずれかの計算を利用した申請の場合は、一戸建ての住宅は12,100円<税抜:11,000円>、共同住宅等の場合は上表の料金の2/10の金額とします。なお、併願対象業務と同じ計算内容の場合に限ります。

イ 併願割引は、最初に提出された申請は割引対象とせず、それ以降申請されたものを対象とします。

ウ 併願対象業務が他機関申請の場合は、割引の対象としません。

エ 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の申請で初めて行う場合は、住棟全体(共用部を含む場合)の料金の2/10の金額となります。
- ・ 建築確認を他機関に申請する場合は、上表の料金の1.1倍となります。

・ 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金の1.5倍となります。

・ BELSプレート、シールの購入は別途料金となります。

・ 変更申請料は上表の料金の1/2の金額とします。

○ 再発行又は記載事項の変更

再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、1通につき6,600円(税込)となります。
ただし、共同住宅等で複数住戸がある場合は、1通につき6,600円+2,200円×(住戸数-1)(税込)となります。

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金

記載の料金は、電子交付を前提とし、センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第18条第4項の計画通知を行う場合の額とします。

【非住宅】税込金額<税抜金額>/単位:円

対象面積	評価方法	建築物の用途			
		ホテル等、病院等、集会所等 及びこれらを含む複合用途	工場等	左記以外	
50㎡未満	標準入力法・主要室入力法	72,600 <66,000>	72,600 <66,000>	72,600	<66,000>
	モデル建物法	30,800 <28,000>	30,800 <28,000>	30,800	<28,000>
	モデル建物法(小規模版)	24,200 <22,000>	24,200 <22,000>	24,200	<22,000>
50㎡以上～ 200㎡未満	標準入力法・主要室入力法	192,500 <175,000>	91,300 <83,000>	111,100	<101,000>
	モデル建物法	96,800 <88,000>	39,600 <36,000>	61,600	<56,000>
	モデル建物法(小規模版)	78,100 <71,000>	31,900 <29,000>	48,400	<44,000>
200㎡以上～ 300㎡未満	標準入力法・主要室入力法	240,900 <219,000>	114,400 <104,000>	139,700	<127,000>
	モデル建物法	126,500 <115,000>	50,600 <46,000>	75,900	<69,000>
	モデル建物法(小規模版)	101,200 <92,000>	41,800 <38,000>	61,600	<56,000>
300㎡以上～ 500㎡未満	標準入力法・主要室入力法	253,000 <230,000>	126,500 <115,000>	151,800	<138,000>
	モデル建物法	139,700 <127,000>	50,600 <46,000>	89,100	<81,000>
500㎡以上～ 1,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	328,900 <299,000>	151,800 <138,000>	215,600	<196,000>
	モデル建物法	165,000 <150,000>	63,800 <58,000>	101,200	<92,000>
1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	392,700 <357,000>	202,400 <184,000>	266,200	<242,000>
	モデル建物法	227,700 <207,000>	89,100 <81,000>	126,500	<115,000>
2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	468,600 <426,000>	266,200 <242,000>	316,800	<288,000>
	モデル建物法	266,200 <242,000>	126,500 <115,000>	151,800	<138,000>
3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	531,300 <483,000>	303,600 <276,000>	367,400	<334,000>
	モデル建物法	303,600 <276,000>	139,700 <127,000>	190,300	<173,000>
4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	595,100 <541,000>	342,100 <311,000>	430,100	<391,000>
	モデル建物法	328,900 <299,000>	151,800 <138,000>	215,600	<196,000>
5,000㎡以上～ 10,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	683,100 <621,000>	379,500 <345,000>	506,000	<460,000>
	モデル建物法	354,200 <322,000>	165,000 <150,000>	253,000	<230,000>
10,000㎡以上～ 20,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	759,000 <690,000>	443,300 <403,000>	581,900	<529,000>
	モデル建物法	443,300 <403,000>	190,300 <173,000>	278,300	<253,000>
20,000㎡以上～ 50,000㎡未満	標準入力法・主要室入力法	910,800 <828,000>	506,000 <460,000>	708,400	<644,000>
	モデル建物法	506,000 <460,000>	253,000 <230,000>	367,400	<334,000>
50,000㎡以上	標準入力法・主要室入力法	別途見積	別途見積	別途見積	
	モデル建物法	別途見積	別途見積	別途見積	

- 対象面積が50,000㎡以上の料金は、別途見積となります。
- 建築物の用途で工場等とは、工場(評価対象が照明設備のみ)、危険物の貯蔵又は処理、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他これらに類するものとします。
- 用途区分が複数存在する建築物の料金は、建築物の用途区分毎に対象面積に該当料金を算出し、これらの合計金額(複数用途集計)と建築物全体の対象面積において、最も高額な用途の料金を比較して低額なものとします。

- 変更申請料は、上記表の料金に2分の1を乗じた額とします。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定、低炭素建築物新築等計画の技術審査、性能向上計画認定に係る技術的審査、基準適合認定に係る技術的審査のいずれかの結果を利用した申請の場合は上表の額によらず一律12,100円<税抜:11,000円>とします。このとき外皮性能【標準入力法 様式8.(外皮)非空調外皮仕様入力シート】の審査を追加して行う場合は、上表の額の10分の1の額を加算します。(変更も同様とします。)

<その他 共通>

- 建築確認を他機関に申請する場合は、上記表の料金の1.1倍の額となります。
- 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となります。
- 改修前後の評価を行う場合は、上記表の料金の1.5倍の額となります。
- BELSプレート、シールの購入は別途料金となります。
- 再発行又は記載事項を変更する場合の料金は、1通につき6,600円<税抜:6,000円>となります。
- 評価書等を書面に交付する場合の料金は、別表の料金に、戸建住宅(併用住宅を含む)にあっては1住戸当り6,600円(税込)、共同住宅等にあっては6,600円+2,200円×(対象住戸数-1)(税込)、非住宅にあっては1通につき6,600円(税込)の額を加算した額となります。